

災害法制等を改正し、 「福祉」の位置づけを！

要望の背景

- 災害救助法は1947(昭和22)年成立で、当時は福祉法制が整備されていない状況であった。
- 制定から70年以上が経過し、社会保障制度が整備され、財源が拡充されてきている一方、災害発生時には「福祉」が応急救助の枠組みから外れてしまうことが課題。

提言

- 災害救助法等と福祉法制の連携を図ることで、社会的脆弱性を抱える人びとを「福祉」の視点で支える枠組みを構築することができる。
- 災害救助法第4条「救助の種類」の4項に「福祉」を追記し、「医療・助産及び福祉」とすることが必要。

◆ 災害救助法第4条「救助の種類等」に「福祉」を入れることを要望

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

4項に「福祉」を追記し「医療・助産及び福祉」とするよう要望

- 2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。
- 3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

- 災害救助法の改正では、法制定当初の考えに立ち返ると同時に、現代の社会環境の変化や資源充実にふまえ、あらためて民間の関わりについて再検討する必要がある。
このため、**現在、実際に災害発生時に支援を行っている社協や社会福祉法人、NPO、災害中間支援組織等が連携・協働してプラットフォームを形成し、被災者支援を行うものであると位置づけることが必要。**

災害法制等の改正に求められる視点

① すべての人が災害時にも尊厳ある生活を送るために支援を受ける権利があるということを明確にしてください。

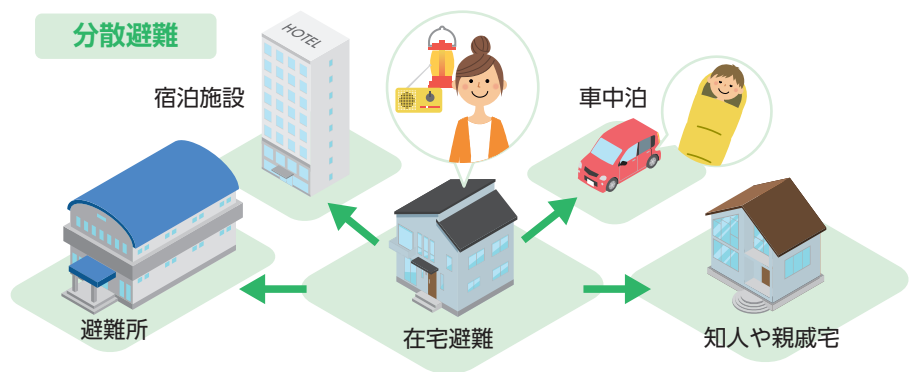
災害発生時には、人道憲章、障害者権利条約および憲法第14条(法の下での平等)の理念に基づいた支援が必要。

《人道憲章》

すべての被災者は、尊厳のある生活を営む権利があり、そのために人道支援を受ける権利がある

② 避難所避難だけでなく、避難場所の多様化に対応することが必要です。

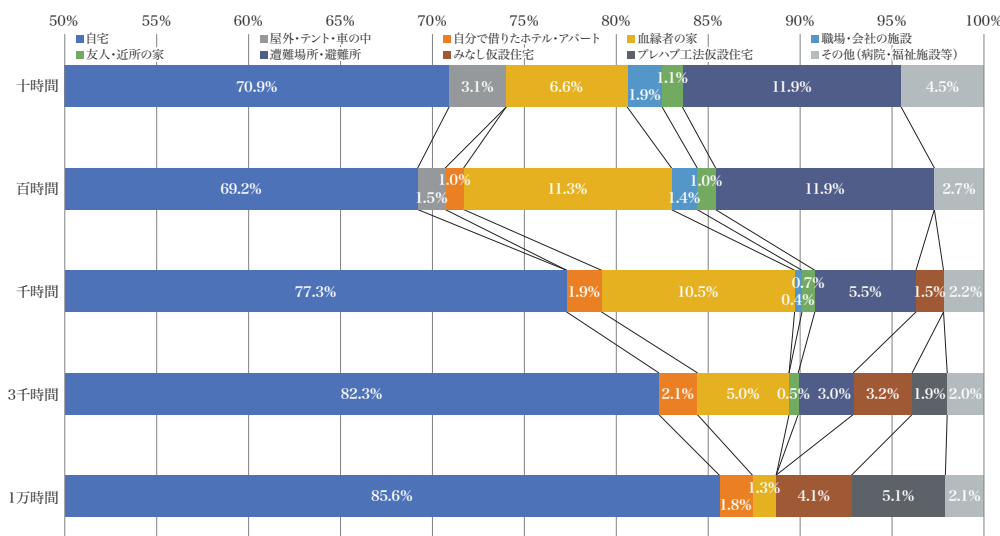
避難後の支援については、避難所避難のみが災害救助法の対象とされており、昨今のコロナ禍における在宅避難、車中避難等、避難形態の多様化への対応が必要。



③ 避難所の後に「一時避難生活場所」を位置づけ、避難所に社会的脆弱性を抱えた人びとが長期に滞留しないように支援していくことが必要です。

社会的脆弱性を抱えている人たちに寄り添い支援を行い、できるだけ早期に避難所から仮設住宅に入居できる前に、「一時避難生活場所(ホテル・旅館、公営・民間賃貸住宅等)」に移行できるようにしていくことが求められている。

そうした支援により災害関連死を減らすとともに、被災者の生活環境の改善を図り、生活再建につなぐことが可能になる。



2016年3月～6月実施 N=1818

出典：立木茂雄・川見文紀「避難所に長期間取り残される被災者への支援と課題」、『危機管理レビュー』13、2022、63～70頁

東日本大震災の被災者の追跡調査では、5.5%が1,000時間(1か月半)、3.0%が3,000時間(4か月)経っても避難所に滞っていた。

④ 個々の被災者に寄り添い、被災者の生活再建・自立を促進するために 災害ケースマネジメント等を通じた包括的な支援体制を構築することが 求められます。

災害からの復興支援をすすめるためには、被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせる実施することが重要である。災害ケースマネジメント等を通じた包括的な支援体制を構築することが必要。



災害ケースマネジメントとして被災者宅に訪問
(写真提供:鳥取県社協)



⑤ 災害VCやDWAT活動等による支援活動を支えるためには、 公的支援の再編成および拡充が必要です。

近年、災害発生時には社会福祉協議会等が災害VCを設置し、行政やNPOとともに支援活動を行うことが一般化している。しかし、一部経費が災害救助事務費の対象となったものの、いまだに災害VCの設置・運営に対する対象経費の多くの部分が社協や被災地自治体まかせになっている。

また、DWAT活動も展開されるなか、その活動経費は明確になっていない部分も多い。

災害発生直後から、被災者に寄り添い支援を行うためには、平時からの公的支援の再編成および拡充が必要である。



⑥ 被災者支援は公的支援を基盤としたうえで、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、災害中間支援組織等が連携・協働してプラットフォームを形成して取り組むものであり、こうしたプラットフォームも災害救助法等の対象とすることが必要です。

避難生活から生活再建に至るまで、被災者支援には一連できめ細やかな支援が求められている。平時を含めて各災害フェーズにおいて、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO・企業等の民間団体による支援活動が積極的に行われていることから、さらなる被災者支援の充実を図るためには、このような民間の知見の活用が不可欠である。

このため、社協や社会福祉法人、NPO、災害中間支援組織等がもっている知見を活用し連携・協働して被災者支援を行うプラットフォームを、災害救助法の救助の実施主体とすることが必要。

- 災害救助法等へ「福祉」を位置づける際には、**即応的支援を行うためにも、たとえば災害発生から応急復旧が始まる1,000時間までは災害救助費ですべてを担う等、根本的な見直しが必要。**

